

○訪問型サービス（緩和した基準）

<サービス提供時間>

原則として、月曜日から土曜日の午前8時から午後6時まで

ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。

※上記以外でのサービス提供を希望の場合はご相談ください。

<サービス提供地域>

三鷹市全域

<利用料>

サービス種別	単位数	利用者様負担額		
		1割	2割	3割
訪問型Ⅰ（週1回程度） ※4回まで	2,806円/回 （254単位）	281円/回	562円/回	842円/回
訪問型Ⅰ（2）（週1回上限）	12,331円/月 （1,116単位）	1,234円/月	2,467円/月	3,700円/月
訪問型Ⅱ（週2回程度） ※5～8回	2,850円/回 （258単位）	285円/回	570円/回	855円/回
訪問型Ⅱ（2）（週2回上限）	24,663円/月 （2,232単位）	2,467円/月	4,933円/月	7,399円/月
訪問型Ⅲ（週3回程度） ※9～12回	3,005円/回 （272単位）	301円/回	601円/回	902円/回
訪問型Ⅲ（2）（週3回上限）	38,995円/月 （3,541単位）	3,913円/月	7,826円/月	11,739円/月

※利用者様負担額は、介護保険適用で自己負担割合額に応じて、1割から

3割を負担した場合の1回もしくは、1か月あたりの料金です。

※訪問型Ⅲ、訪問型Ⅲ（2）の利用については6か月が上限となります。

【加算額】

初回加算	月 2,210円	1割 221円	2割 442円	3割 663円
------	----------	---------	---------	---------

【初回加算】

新規に総合事業・訪問型サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問型サービスと同月内に、サービス提供責任者もしくは、訪問事業責任者が、自ら訪問型サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が訪問型サービスを行う際に同行訪問した場合に算定されます。

(注) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。

サービス提供証明書を後日三鷹市高齢者支援課の窓口に提出しますと、払い戻しを受けることができます。

<キャンセル料>

利用者様の都合でサービスを中止する場合は、次のキャンセル料がかかります。

内 容	キャンセル料
利用日の前日の午後5時までに連絡を頂いた場合	無 料
上記時間以降サービス開始までに連絡を頂いた場合	基本料金の50%
連絡がなくサービス開始時刻になった場合	基本料金の100%

※ただし、利用者様の病状の急変や、入院等やむを得ない場合は不要です。

<交通費>

- (1) 利用者様の居宅に伺うための交通費は無料です。
- (2) 通院介助や買い物などで交通機関を利用した場合は、交通費の実費をご負担いただきます。